

参考資料

- ＜参考1＞ 移管対象保育所の児童受入実績
- ＜参考2＞ 市営保育所が保護者に求める費用負担の内訳
- ＜参考3＞ 市営保育所の民間保育園への移管に係る三者協議会について
- ＜参考4＞ 移管対象保育所の主な地域子育て支援事業実績

(各年度末3月1日時点の入所数)

	定数		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入所率	
	乳児	幼児									
船岡乳児保育所	60		平成22年度	20	22	28	/			70	116.7%
			平成23年度	12	33	17				62	103.3%
			平成24年度	15	15	34				64	106.7%
			平均	15.7	23.3	26.3				65.3	108.9%
			割合	24.0%	35.7%	40.3%				100.0%	
九条保育所	30	30	平成22年度	8	8	10	15	9	11	61	101.7%
			平成23年度	5	8	14	12	14	8	61	101.7%
			平成24年度	6	9	9	15	11	12	62	103.3%
			平均	6.3	8.3	11.0	14.0	11.3	10.3	61.3	102.2%
			割合	10.3%	13.6%	17.9%	22.8%	18.5%	16.8%	100.0%	
吉祥院保育所	30	30	平成22年度	4	10	10	15	13	8	60	100.0%
			平成23年度	3	8	11	11	17	13	63	105.0%
			平成24年度	7	5	10	13	12	17	64	106.7%
			平均	4.7	7.7	10.3	13.0	14.0	12.7	62.3	103.9%
			割合	7.5%	12.3%	16.6%	20.9%	22.5%	20.3%	100.0%	

市営保育所が保護者に求める費用負担の内訳

1 乳幼児共通

氏名判	145円（入所時）※
（※ 保育所により徴収していない場合もある。）	
スポーツ振興センター掛金	270円（年額）
写真代	30～40円（任意・1枚につき）

2 幼児のみ

主食費	1,100円（月額）※
（※ 辞退可。月12日以内の場合は550円。）	
所外保育交通費	200～500円程度（年1回）

（参考）

- 午睡用布団の持参は求めている。
- 保護者会において、月額数百円（保護者会が定める。）を徴収している。

※ 上記は平成25年5月時点の額であり、今後、変動する場合があります。

市営保育所の民間保育園への移管に係る三者協議会について

1 設置の目的

市営保育所の民間保育園への移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、移管に当たっての課題等について協議するもの。

2 構成

(1) 保護者

移管対象保育所及び移管後の保育園に入所する児童の保護者代表（各クラス1名）

(2) 移管先法人

園長（予定者）、主任保育士（予定者）

(3) 京都市

移管対象保育所の所長（移管時まで）及び副所長（共同保育終了時まで）、保育課公営保育所担当課長、保育課保育担当課長

(4) その他

三者協議会において必要と認めた者

3 協議事項等

(1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関する事

(2) 移管後の保育園の保育の内容に関する事

(3) その他移管後の保育園の運営に関し必要とする事

4 設置時期

平成26年4月（予定）

5 開催頻度

年5回程度（予定）（臨時開催あり）

6 設置期間

以下を原則とし、具体的には三者で決めていきます。

(1) 船岡乳児保育所

移管日の前日に在所していた児童が2歳児クラスを終了するまでの期間

(2) 九条又は吉祥院保育所

移管日の前日に在所していた児童が卒園するまでの期間

7 開催場所

原則として移管対象保育所で行います。

<参考4>

移管対象保育所の主な地域における子育て支援事業実績（平成24年度）※1

事業内容	船岡乳児保育所	九条保育所	吉祥院保育所※2
園庭開放参加者数（人） （親子あそび, おしゃべりサロン, 保育所行事）	205	416	6,974
子育て講座参加者数（人） （講演会, 講習会, 文化鑑賞）	27	46	535
子育て相談（件数）	6	2	255

※1 地域における子育て支援事業については、「移管後の運営に係る基本事項について」の中で、「継承・充実」することとしており、「運営実績及び事業計画」の様式25を作成する際は、上記を参考にすること。

※2 吉祥院保育所は南区全体の子育て支援を行う地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）の担当職員2名を配置しており、上記の事業実績には、当該職員が南区の子育て家庭を対象として同保育所において実施したものも含まれている。この拠点事業については、移管先法人等には引き継がないこととしている。